

## 別添 2

基安発 0715 第 2 号  
平成 28 年 7 月 15 日

一般社団法人日本鉄鋼連盟 会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長

### 自主点検結果を踏まえた安全管理活動の促進について（要請）

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、鉄鋼業においては、本年 1 月から 2 月に 6 件の死亡災害が連続したことから、平成 28 年 2 月 25 日付け基発 0225 第 2 号により実施を要請したところですが、その後も死亡災害は増加を続け、6 月末現在で 9 人と前年同期比 125% 増（5 人増）となっております（別紙 1 参照）。

このため、貴連盟におかれましては、今般、別添のとおりとりまとめた標記自主点検の分析結果を踏まえ、集中取組期間を設定した上で、下記の事項を実施していただくよう、会員事業場に呼びかけていただくとともに、その実施にあたって技術的な支援を行っていただくようお願いいたします。

### 記

- 1 別紙 2 の事項について、各事業場で集中取組期間を設け、確認及び必要な見直しを実施すること。
- 2 集中取組期間中の安全パトロール等を実施する際に、以下の事項について、重点的な確認を行うこと。
  - (1) 作業間の連絡調整を統括管理する者の選任及び活動状況
  - (2) クレーン等の合図、標識、警報等の統一状況
  - (3) クレーン・玉掛け作業での安全確認の実施状況
  - (4) 機械の点検時の使用制限等の連絡調整の状況
- 3 1 及び 2 の実施に当たっての留意事項
  - (1) 事業場トップの指示のもとに集中取組期間を設け、安全衛生部門のみならず、内容に応じ、生産管理部門や設備管理部門にも参加を求め、合同で実施すること。また、協力会社にも参加を求めること。

- (2) 安全衛生教育については、集中取組期間中に、教育内容の確認及び必要な見直しを行うこと。さらに、安全衛生教育計画の中に、定期的な教育内容の見直しや改善、再教育を実施する仕組みを盛り込むこと。
- (3) 作業マニュアル、緊急時対応マニュアル、非定常作業の作業手順等については、集中取組期間中に内容の確認及び必要な見直しを行うこと。さらに、マニュアル等の遵守確認の方法、違反があった場合の是正の方法、違反の要因分析及びマニュアル等の見直しについて、継続的に実施できる仕組みを構築すること。
- (4) 機械設備の更新等については、集中取組期間中に、更新計画の内容の確認及び必要な見直しを行うこと。
- (5) 協力会社との連携については、集中取組期間中に、協力企業からのヒアリングを実施し、協議会の内容及び頻度、協力会社が実施する安全衛生教育の実施状況、化学設備等の分解等の際の危険性有害性に関する文書の交付等の状況について把握し、必要な見直しを実施すること。
- (6) 安全パトロールの実施、安全衛生教育内容の改善、マニュアル等の見直し等に当たっては、必要に応じ、外部の安全衛生サービス機関を活用すること。

### 別添 3

基安発 0715 第 3 号  
平成 28 年 7 月 15 日

日本製紙連合会 会長 殿  
一般社団法人 日本機械工業連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長

#### 自主点検結果を踏まえた安全管理活動の促進について（要請）

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年における製造業における死亡災害は、6月末現在で84人と前年同期比36%増（22人増）となっており、紙パルプ製造業で前年同期比3人増の5人、一般機械器具製造業では5人増の5人となっております（別紙1参照）。

このため、貴連合会におかれましては、本年3月に実施され、別添のとおりとりまとめられた鉄鋼業における安全衛生活動に関する自主点検の分析結果を活用し、下記の事項を実施していただくよう、会員事業場に呼びかけていただくとともに、その実施にあたって技術的な支援を行っていただくようお願いいたします。

#### 記

- 1 別紙2の事項について、各事業場で集中取組期間を設け、確認及び必要な見直しを実施すること。
- 2 集中取組期間中の安全パトロール等を実施する際に、以下の事項について、重点的な確認を行うこと。
  - (1) 作業間の連絡調整を統括管理する者の選任及び活動状況
  - (2) クレーン等の合図、標識、警報等の統一状況
  - (3) クレーン・玉掛け作業での安全確認の実施状況
  - (4) 機械の点検時の使用制限等の連絡調整の状況
- 3 1及び2の実施に当たっての留意事項
  - (1) 事業場トップの指示のもとに集中取組期間を設け、安全衛生部門のみならず、内容に応じ、生産管理部門や設備管理部門にも参加を求め、合

同で実施すること。また、協力会社にも参加を求めること。

- (2) 安全衛生教育については、集中取組期間中に、教育内容の確認及び必要な見直しを行うこと。さらに、安全衛生教育計画の中に、定期的な教育内容の見直しや改善、再教育を実施する仕組みを盛り込むこと。
- (3) 作業マニュアル、緊急時対応マニュアル、非定常作業の作業手順等については、集中取組期間中に内容の確認及び必要な見直しを行うこと。さらに、マニュアル等の遵守確認の方法、違反があった場合の是正の方法、違反の要因分析及びマニュアル等の見直しについて、継続的に実施できる仕組みを構築すること。
- (4) 機械設備の更新等については、集中取組期間中に、更新計画の内容の確認及び必要な見直しを行うこと。
- (5) 協力会社との連携については、集中取組期間中に、協力企業からのヒアリングを実施し、協議会の内容及び頻度、協力会社が実施する安全衛生教育の実施状況、化学設備等の分解等の際の危険性有害性に関する文書の交付等の状況について把握し、必要な見直しを実施すること。
- (6) 安全パトロールの実施、安全衛生教育内容の改善、マニュアル等の見直し等に当たっては、必要に応じ、外部の安全衛生サービス機関を活用すること。

## 別添 4

基安発 0715 第 4 号  
平成 28 年 7 月 15 日

中央労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長

### 自主点検結果を踏まえた製造業における安全管理活動の促進について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

標記自主点検につきましては、本年 1 月から 2 月に鉄鋼業において 6 件の死亡災害が連続したことから実施されたものであり、その分析結果を別添 1 のとおり取りまとめたところですが、本年における製造業における死亡災害は、6 月末現在で前年同期比 36% (22 人増。84 人) と大幅な増加となっており、鉄鋼業、紙パルプ製造業、一般機械器具製造業、食料品製造業、金属製品製造業では、それぞれ、前年同期比 5 人増 (9 人)、3 人増 (5 人)、5 人増 (5 人)、8 人増 (13 人)、4 人増 (16 人) となっています (別紙参照)。

このため、別添 2 及び別添 3 により、一般社団法人日本鉄鋼連盟、日本製紙連合会及び一般社団法人日本機械工業連合会に対し、標記自主点検の分析結果を踏まえた取組の実施について要請を行ったところです。

貴協会におかれましては、本要請の趣旨についてご理解いただき、製造業における取組の実施につきまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

集中取組期間中に確認及び見直しを実施すべき事項

- 1 事業場トップによる基本方針及び安全管理体制
  - (1) トップによる事業場の安全衛生基本方針については、本社の方針を踏まえつつも、事業場の実態を踏まえた独自性を備えたものとする。
  - (2) 安全衛生管理体制については、安全担当者に作業停止権限など、十分な権限を与えること。
- 2 安全衛生教育、災害原因分析、リスクアセスメント
  - (1) 安全衛生教育については、安全衛生教育計画を策定して計画的に実施するとともに、内容が形骸化・陳腐化しないよう、常に内容を改善し、充実していくこと。
  - (2) 職長クラスに対する教育は、外部の研修を受講させることに加え、事業場内の独自性に応じた教育や再教育を実施すること。
  - (3) 災害・事故の原因分析については、人的・物的・管理的要因を調査するのみならず、その背景要因まで調査すること。
  - (4) リスクアセスメントの一部として危険性・有害性の洗い出しを実施する際、できるだけ多くの情報を活用すること。
- 3 作業マニュアルの作成・遵守・見直し
  - (1) 作業マニュアルについては、単に作成するだけでなく、その遵守状況の確認の方法、違反があった場合の是正措置の方法、違反があった場合の要因分析とそれに基づくマニュアルの見直しを実施すること。
- 4 非定常作業に対する労働災害防止対策
  - (1) 厚労省の定めた非定常作業に関するガイドラインに沿って、操業トラブル、突発的な保全整備、定期的な保全整備、製品開発等の類型に応じた作業手順書等を作成するとともに、内容を充実していくこと。
  - (2) 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ詳細な対応方法を周知しておくこと。
  - (3) 一人作業については、特別に許可された場合のみ実施するものであることを意識付けること。
- 5 機械設備の更新等
  - (1) 危険物取扱施設、主要生産施設ともに、更新計画を作成する必要があること。さらに、常に状況を把握し、必要があれば更新頻度を短縮すること。
  - (2) 設備の更新にあたっては、安全解析や経年データ等を活用し、あらかじめ、安全面の確認を実施すること。

## 6 協力会社との連携

- (1) 作業間の連絡調整を統括管理する者を選任するとともに、機械の点検時の使用制限等、適切な連絡調整を実施すること。また、クレーン等の合図、標識、警報等を統一すること。
- (2) 関係請負人との協議会は、単に設置するのみならず、定期的を開催すること。関係請負人の安全衛生責任者等を把握すること。
- (3) 関係請負人の実施する安全衛生教育への支援、化学設備等の分解等の際の危険性有害性に関する文書の交付を適切に実施すること。
- (4) 緊急時マニュアルは自社社員のみならず、構内協力企業を含めたマニュアルとして作成すること。